

入札監理小委員会
第480回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第480回入札監理小委員会議事次第

日 時：平成29年10月11日(金)17:01～18:14

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 実施要項(案)の審議

○労働保険加入促進業務(厚生労働省)

○海洋環境における放射能調査及び総合評価事業(原子力規制庁)

2. その他

<出席者>

(委員)

尾花主査、浅羽副主査、辻専門委員

(厚生労働省)

労働基準局労働保険徴収課 宮口課長補佐

労働基準局労働保険徴収課 田中課長補佐

労働基準局労働保険徴収課 丸山中央労働保険適用指導官

(原子力規制庁)

長官官房放射線防護グループ監視情報課放射線環境対策室 根木室長

長官官房放射線防護グループ監視情報課放射線環境対策室 森田調整一係長

長官官房放射線防護グループ監視情報課 及川環境放射能対策官

長官官房放射線防護グループ監視情報課放射線環境対策室 大平解析評価専門官

長官官房放射線防護グループ監視情報課放射線環境対策室

佐久田モニタリング企画専門官

(事務局)

栗原参事官、清水谷企画官

○尾花主査 それでは、ただいまから第480回入札監理小委員会を開催します。

本日は、労働保険加入促進業務、海洋環境における放射能調査及び総合評価事業の実施要項（案）2件の審議を行います。

まず、初めに、労働保険加入促進業務の実施要項（案）について、厚生労働省労働基準局労働保険徴収課丸山中央労働保険適用指導官よりご説明をお願いしたいと思います。

なお、説明は15分程度でお願いします。

○丸山中央労働保険適用指導官 ただいま、ご紹介いただきました丸山でございます。本日は、よろしくお願ひいたします。

私から、本事業の目的と概要、それから、前期からの主な変更点を中心に簡単にご説明を申し上げます。

事業の目的でございますが、お手元の参考資料の1ページをごらんいただけますでしょうか。こちらになります。労働保険の適用・徴収についてと題しております。

労働保険は、労災保険と雇用保険を総称したものでございまして、原則としまして、労働者を1人でも雇用した場合は、全ての事業に適用される強制加入の公的保険でございます。

適用対象事業は、現在、一番下にあります、約319万事業ありまして、年間約3兆円の保険料を徴収しております。

しかしながら、中小・零細企業を中心に適用対象事業であるにもかかわらず、保険加入が未手続となっている事業、これを私どもは、未手続事業と呼んでおりますが、この未手続事業が全国に多く存在している実態がございまして、労働者保護のための労働保険制度の健全な運営と保険料の公平負担が担保されないということになりまして、さらには行政改革推進会議におきまして、未手続事業の解消の指摘がなされていることから、厚生労働省としましては、どうしてもやらなければならない最重点課題と位置づけているところでございます。

このため、未手続事業を対象に加入勧奨活動を行うことが非常に重要となりますが、約12万件以上と推測する未手続事業の多くを占める中小・零細事業については、新陳代謝が非常に激しく、対象の把握が難しいことから、行政機関のみでは限界があるということで、この加入勧奨活動を外部に委託することにより、効果的、効率的に未手続事業の解消を図ることが本事業の目的でございます。

事業の概要でございますが、参考資料の2ページにございます、労働保険加入促進業務

について（業務フロー図）をごらんください。

フロー図の真ん中に位置する民間事業者は、本部と各地域ごとに地方事務所を設置しまして、それぞれに労働保険適正加入指導員と、その支配下に労働保険適正加入推進員、右手に書いてございます、これを配置しまして、各都道府県労働局との協議の上、要項34／51ページの別紙6のとおり、民間事業者みずから7万件を目安として、未手続事業を把握しまして、各都道府県労働局が把握し、提供する2万件と合わせまして、合計9万件の中から約8万件、未手続事業に対して加入勧奨活動を行っていただくと。それで、保険関係成立3万2,000事業以上、雇用保険手続1万8,000事業以上を目標に未手続事業の解消を図るというものでございます。

推進員による加入勧奨活動に対しまして、先ほどの参考資料2ページ右下にございますけれども、調査説明費のほか、保険成立と雇用手続がなされた場合に加えて、特別加入制度の加入手続がなされた場合には、成功報酬費を支払うということとしております。

次に、競争性確保のための課題でございます。参考資料の4ページをごらんください。

本事業は、次期、平成30年度の契約で市場化テスト3期目となります。これまでの事業実績は、市場化テストにより良好な結果と評価いただいているところでございますが、一方で、受託事業者は、市場化テスト導入前と同じ事業者であり、1者応札となっているところでありまして、この点につきまして、入札説明会参加者からヒアリングを行いましたところ、利益が見込めないため、全国に拠点が必要なため、全国に指導員を配置することが困難なためという意見がありましたので、それを踏まえまして、資料の一番下でございます今後の方策、こちらのポッチの6つの対策を検討いたしました。

次期実施要項（案）の方策についての変更点を説明いたします。

まず、1点目は、事業の採算性の確保策でございます。その一つとしまして、目標数とインセンティブの設定を再検討しまして、厚労省が設定する目標以上の実績となれば大きな利益となる仕組みとしまして、この仕組みを入札説明会においては、民間事業者によく理解されるように丁寧に説明することとしております。

本事業については、目標とする全ての事業実績が向上しておりまして、この質を低下させることはできないことから、次のとおり設定することといたしました。要項の7ページになりますが、資料ページでいうと9／51ページをごらんいただけますでしょうか。

こちらの（4）①のイをごらんください。目標の設定は平成26年度から平成28年度の平均実績。これは次の②にございますが、こちらの平均実績を踏まえまして、民間事業

者が任意に設定することを明記いたしました。これは旧要項でも任意ではあったのですが、こういった明記がなく不明確だったため、任意の設定が行われず、こちらが示した参考値である数値の設定がなされまして、結果的にインセンティブが支払えないという契約になってしまったことを是正するものでございます。

次に、平均実績を踏まえてとは申しましても、任意に設定するのでは、仮に質の低い事業者が常識外の低い目標数を設定した場合、その入札価格の積算が比例して低価格となってくると。結果、落札されるということが起きてしまうため、これを防止するために民間事業者が設定する二次目標を（ア）と（イ）の間に設定することといたしまして、あわせて積算に当たっては目標数に応じた額とすることを入札要件の必須項目といたしました。

ちなみに、こちらの（ア）と（イ）にある3万2,000から3万7,000、1万8,000から2万1,000という数字でございますが、最小値は直近3カ年実績平均の5%増としております。ただし、最直近である平成28年度実績よりは下回っている数値でございます。最大値のほうは、平均実績の20%増を想定いたしました。

次に、要項の9ページ、11/51ページをごらんください。

こちらの3の（1）でございますが、採算性確保策の2つ目、契約期間の拡大でございます。契約期間を現行2年から、次期3年に拡大することによりまして、長期的な観点で事業計画が立てやすくなり、設備やスキル構築への投資、効率化を図ることで利益が上がる仕組みといたしました。

次に、要項別紙7、資料の35/51ページをごらんください。

こちらの3の（1）と（2）のア、採算性確保策の3つ目でございますが、成功報酬費を拡大しまして、中小事業主等の特別加入制度について周知してもらい、保険関係成立と同時に特別加入申請があった場合に、1事業所当たり1,000円を新たに支給することといたしました。

次に、変更の大きな2点目としましては、発注要件の緩和でございます。ちょっと戻るのですが、要項の1ページ、資料でいうと3/51ページをごらんいただきまして、こちらの2の（2）の①、黄色く塗られているところでございますが、本部の設置要件について、旧要項では、本部を東京都内に設置することとしておりましたけれども、東京都内にを削除しまして要件を緩和いたしました。

なお、全国に拠点を置けないという意見もございますけれども、地方事務所については、全都道府県に設置する要件は、既に前期において撤廃済みでございますので、こちらにつ

いては、丁寧に入札説明会等において説明を図ることとしているところでございます。

次に、要項別紙2になりますが、資料の28/51ページをごらんください。本部の指導員数について、旧要項では、黄色く塗られている部分でございますが、本部には3名以上配置することとしていたところを、1名以上に要件を緩和したというところがございます。

次の変更の大きな3点目でございますが、提案書等評価基準表の見直しについてでございます。要項別紙9、資料の39/51ページになります。

見直しのポイントとしましては、大幅に青、赤の見え消しでかなり変更されておりますが、要項に記載のある何とかすること、これこれすることということにつきまして、加点項目から必須項目へと4項目を変更いたしました。また、評価において何を見るか、要項の記載内容とあわせ整理したということと、加点項目としていながら段階的に評価することができないものが含まれておりましたので、その4項目とそもそも評価できないものが2項目含まれておまして、合計6項目を削除したという整理を図っているところがございます。

次に、新たに、項目番号の40/51ページをごらんいただきまして、青文字13番、14番とついておりますが、こちらは目標数の評価項目を設定いたしました。これは、目標数を高く設定いたしますと、比例して入札価格も高くなるために、総合評価落札方式、除算方式になりますが、こちらにおいて目標数を高く設定する、やる気のある事業者が不利な評価とならないように、かつ、より高い目標数を設定したほうが総合評価点が高くなるように設定いたしました。

また、技術点1点あたりに占める価格点のバランスをとるために、成立件数を60点として雇用手続を30点と配点いたしました。

それと、最後の合計点数になりますが、必須項目が増加した分、基礎点を240点から300点に修正し、加点項目の配点を見直しまして、900点に修正して、技術点、これは最高点で1,200点という整理を図ったところがございます。

実施要項(案)の主な変更点は以上のとおりでございますが、その他、競争性の確保策といたしまして、1つ目は、過去の入札、説明会への参加事業者、国民年金等類似事業の実施事業者であるとか、関係団体等、入札の可能性のある事業者に対しまして、入札説明会への参加を呼びかけ、説明書の積極的な送付、広報を実施するということ。それから、

2つ目としまして、入札公告期間を50日以上、十分に確保するとともに、多くの事業者に対して実施要項の内容を理解していただくために、入札説明会を早期かつ複数回開催することとしております。

続きまして、前期事業評価時の先生方からの提言をいただきました件についての検討でございますが、国民年金保険料収納事業では、全国をブロック化してやっているということでございまして、それを参考にしてブロック化を検討してはいかがかというご提案をいただいております。これにつきまして検討いたしましたけれども、仮にブロック化、分割して実施した場合、ブロックごとに管理部門が必要となり、予算がかなり増大する。それから、スケールメリットが生かせず採算がとれなくなるおそれがあるといったところで、期待される効果よりもデメリットが相当に考えられ、また、ノウハウの共有等についてもブロック単位ではなく、全国レベルで実施したほうが効率的かつ効果的であると考えているところでございます。

さらには、関東や近畿といった都市部にのみ偏って、地方部への入札がないといった非常事態が懸念されるところでございまして、ブロック化を導入することは、現行、大きな問題が生じていない事業スキームを大幅に見直すことも必要となってきますので、事業の適正な実施に大きなリスクを抱えた状態で、事業を実施することになるというふうな考えがございまして。

ブロック化による予算額につきましては、仮に8ブロックに分割した場合、約1億5,000万円の増加と厚労省としましては推定しているところでございます。この増加分をカバーするためには、加入勧奨推進費を約半減まで大きく切り崩すしかなくなりまして、事業として利益を上げるものがなくなるということになってまいります。

また、大幅な予算の増額につきましては、財務省も難色を示す中にございまして、来年度において成功報酬費の上積みをお願いしておりますので、予算額に見合う事業の成果を強く求められておりますので、限られた予算の枠内で成果を上げるためには、本事業はブロック化をせず、全国一本の業務として効果的な運営を図る以外にないものと考えているところでございます。

国民年金保険料の収納事業につきましては、全国をブロック化してやっているところでございますけれども、事業内容は類似する部分もありますので、ブロック化の検討材料にはなるかなというようなところもございましたが、私ども労働保険の加入促進業務の質とその困難性との大きな差というものがあろうかというふうに私どもでは考えております。

また、先ほど申し上げましたように、分割による管理経費が増大するというようなところで、事業全体としては不採算になるということが懸念されるために、国民年金を参考に考えましたが、同様にブロック化することは困難と判断したところでございます。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○尾花主査 ありがとうございます。それでは、ただいまご説明いただきました、本実施要項（案）について、ご質問、ご意見のある委員は、ご発言願います。

○辻専門委員 ご説明ありがとうございます。資料A-2、実施要項の39/51、評価基準表でございますが、先ほどご説明いただいたのですけれども、1-1本部事務所及び地方事務所の設置が予定されているかと書いてあって、これが必須項目になってございます。これを受けて、たしか同じ冊子の3/51の一番下から始まるのですけれども、事務所の設置とございまして、たしか地方事務所については一定の事務所でオーケーと書いてございます。

1点、心配なのは、必須項目でこれを合格しなければいけないのですけれども、一定の地域ごとというちょっとふんわりした書き方だと、どの辺で合格するかが不明確にも見受けられるんですが、これはどのぐらいの密度で地方事務所を設置すると必須項目として合格になるイメージなんでしょうか。

○丸山中央労働保険適用指導官 都道府県ごとに設置しなければいけない要件を撤廃しているというのは、先ほどご説明申し上げたとおりでございますが、私どもの一定の地域ごとというのは、やはり各労働局との連携、協議というのも必要不可欠なものですから、あまりかけ離れていますとその辺の連携がとりづらかろうというようなところで、私どもの、あくまでもイメージでございますが、隣接県、例えば東京都に地方事務所を設置したならば、ここに隣接する周りの県というイメージでございます。その範囲に地方事務所が設置できる、全国ですから、それが何カ所になるのかわかりませんが、そんなところであれば合格点というふうに言えようかと思います。

○辻専門委員 そのあたり、もし明確になっているのであれば、入札しようと考えている業者さんからすると合格、不合格が明確になるのでございますので、なるだけ具体的なイメージを書き込んでいただければと思います。

以上です。

○丸山中央労働保険適用指導官 ありがとうございます。

○浅羽副主査 ご説明どうもありがとうございました。今回の新たな仕様書等を拝見させ

ていただいて、おそらくなのですけれども、非常に目標を高く持って、かつ、しっかりとやってくださったところには、多くのお金をお支払いしよう、成功報酬という形でやっていただくという形でインセンティブをつけるので、意欲ある業者さんに来てくださいといったようなつくり方に全体としてなっているというふうに取り組みました。まず、それは間違いないところですよ。

○丸山中央労働保険適用指導官 はい。おっしゃるとおりでございます。

○浅羽副主査 そのときに、先ほど、例えば40/51ページのところで、目標設定、総合評価のところでは青字になっている13番、14番のところのように、これまで配点がなかったところに高い目標を設定して、先ほどご説明いただいたとおり高い目標を設定した場合にはある程度、入札価格も高くなるというふうに比例する可能性がある。当然、逆も真なりで、すごく低い目標だったら安くなって、そちらがとってしまうというよりは、どちらかという積極的にやるほうを評価したいというふうに、これは読み取れるんだろうと思ったんですけれども、ただ、同時にそうなりますと少し気になるのは、予定価格をオーバーしてしまうおそれはないのかという点です。

予算制約があるというふうに最後にお話しいただいたとおり、昨今の財政状況から考えまして、そんなに緩い予定価がつくとも思えない。これは多分、業者さんもそう思うと思うんですけれども、そのときに比較的高い目標を置いて、でも、入札価格も高くなってしまった。ほんとは評価したいけれども、予定価をオーバーをしているので、そもそも評価できないなんていうことにはならないのでしょうか。その点の心づもりをお聞かせいただきたいのですが、いかがでしょうか。

○丸山中央労働保険適用指導官 おっしゃるとおり、予定価格をオーバーしておりますと、その時点で不落ということになってしまいますので、その辺のところは、過去の実績などもごらんいただきながら積算を図っていただくしかない。その中で、やはり目標数につきましては、私どもで考えましたのは、おっしゃるとおり低い目標数は幾らでも設定できるわけございまして、ただ、それには当然、要項の中でも仕様書の中で縛りをかけまして、最低限、この3万2,000件、1万8,000件という目標だけは立ててくださいと、その積算をしてくださいということを条件づけたわけでございます。ここを積んでいきますと、かなりこの部分で、もうけとなるのは実際、ここの部分なものですから、ここを重点的に積んでもらいたいですし、向こうも積まないともうけがでないということになりますので、逆に、今度は管理費用を削っていただいて、削るといいでしょうか、そこは創意工

夫でいかようにしていくのか。人件費も含めまして事業者の創意工夫を期待しているというふうに申し上げざるを得ません。

○浅羽副主査 当然、ここで予定価は幾らかなんて聞くつもりもないし、答えられるものでもない、答えてはいけないものだと思いますので、そこまで言うつもりは毛頭ないのですけれども、説明会にそれなりの数が参加してくださっていて、実際に札を入れられなかった理由の一つに利益が見込まれるかどうか——それはそうですね、民間事業者さんでするので、利益が見込めるのであれば頑張ろうと思うでしょうし、そこが怖いとなかなか一歩踏み出せないだろうなとも思いますので、ぜひ、説明会の際には、そこをより積極的に出してくださいというところをアピールしていただきたいと思います。

同時に、先ほど分割はできないということで、その事情も聞いていてわかるはわかるんですけども、国民年金などは幾つかブロックを分けていますが、ただ、東西2つに分けるとか、そこまでもやっぱり先ほどおっしゃられた効率性が著しく落ちるということになるのでしょうか。コスト高になる可能性が高いということになるのでしょうか。

○丸山中央労働保険適用指導官 管理部門を一本化であれば全国集中ということになりまして、それで今の予算も、実は構築されてきていますので、今の予算より上回るのは、やはりこれは私どもでも避けなければいけないという中で、管理部門が複数生じることによって、おのずと予算は膨らんでくるという推計になっているところでございます。

○浅羽副主査 そこで関連してなんですけれども、もう一つ、入札で参加しなかった理由で、全国展開が難しいというふうに先ほどおっしゃられて、ここで言う全国展開はどこまでのイメージなのかなと、今の東西の話も含めてなんです。例えば関東だけとか言うのであれば、おっしゃるように細かく分けないといけないとも思うし、ましてや、自分の事業所のある県だけとか言ったら、ものすごく細かく分かれるだろうなと思ったんですが、その辺のところは、どれぐらいの意味合いなんでしょうか。先ほど言った東西2分割ぐらいであれば、まだ可能性はかなり高いという意味での全国では厳しいなのか、もっとさらに細かくしないといけないのか、どんなニュアンスなんでしょうか。わかる範囲でお願いいたします。

○丸山中央労働保険適用指導官 詳しい、そこまでのヒアリングは、実際には実施していないものですから、ちょっとわかりかねる部分でもあるんですが、単なる私どものイメージとしましては、あくまでも都市部ですね。先ほど私も申し上げましたように、関東、近畿のみならず、九州ならば福岡云々というようなところで、そこはいいのだけれども、ほ

んとうに地方の隅々、全都道府県に労働局があり、全ての小さな市町村もカバーするように労働基準監督署が存在する中で、その全てに未手続事業が存在するということになりま
すので、田舎のほうは穴をあけてもいいんだよという事業ではありません。そこも全て網
羅できるようにというのが私どもの考えでございますので、そのところは、そういう理
解を事業者にはしていただかざるを得ないというところでございます。

○浅羽副主査 ありがとうございます。

○尾花主査 1点だけ。管理経費が増大するというポイントなんですけれども、2つに分
けると2倍になるのではなく、管理する対象が小さくなるわけですから、2倍にはならな
いような気がします。

やりようによっては、管理経費が増大するという結論にはならないかもしれないので、
分割はできないとおっしゃるのであれば、その分析も精緻にしていいただければと思いま
す。先ほどのご説明では、おそらく国民年金保険料収納事業における国民のばらつきより
も、事業のばらつきのほうが激しいから、分割すると事業の少ないところは不採算エリア
になり、応札者がないだろうと推測されたりもされたと思うんですが、それについても何
かももう少し具体的に実証をしていただければと思います。あとは事業の質の困難性も理由
に挙げておられたと思うんですが、そこも詳しく実証していただくことが、今、3期目で、
これでまた1者になってしまったときに、「じゃあ、4期目はどうするんですか」というと
きに、おそらく、「いや、これは無理なんです、そもそもが公サ法にはなじまないんです」
という結論になられるかもしれない。そのときに、ぜひ、今回やるべきことをやり、分析
すべきところを全部、分析した上でもんでいただければと思います。

その際に、以前、全国展開をしていたもので、ほかの省庁のものもあったんですが、2
分割されたこともあったんですね。なので、必ずしも管理経費が2倍とかになるわけでは
なく、カバーするエリアが小さくなるので管理経費も2倍にはならないかもしれないし、
何か効率でカバーできるかもしれないとかいう議論もされてしまうかもしれないので、そ
のあたりを整理していただけると、今後、進め方がうまくいくのではないかと思います。

○丸山中央労働保険適用指導官 ありがとうございます。

○辻専門委員 1点だけ、すみません。ちょっと中長期的なお話になってしまうのですが、
事業所が未加入のままいた場合、たしか刑事罰はつかないという理解でよろしいでしょ
うか。

○丸山中央労働保険適用指導官 労働保険の未加入という部分においては、罰則規定はご

ざいません。

○辻専門委員 たしか加入した後、労働者が来たにもかかわらずお金を払わないと罰則はあるという理解で合っていますか。

○丸山中央労働保険適用指導官 お金を払わないと……。

○辻専門委員 保険料を払わない。

○丸山中央労働保険適用指導官 労働保険料を払わないと、延滞金等についてはついてまいりますが、それを罰則と言うのかどうかですが。

○辻専門委員 そちらも刑罰はないんですか。

○丸山中央労働保険適用指導官 ございません。

○辻専門委員 なるほど。ですと、年間8億円ぐらいかけている事案でございます。中小企業の社長さんは、特に罰則がある、ないで、かなり態度が変わってくる場合もございますので、これはほんとうにかなり長期的な問題になると思いますけれども、加入しなかった場合の刑事罰を設けるという議論は、なされているのでしょうか。

○丸山中央労働保険適用指導官 今のところはございません。

○辻専門委員 現時点では、やる予定はないと。

○丸山中央労働保険適用指導官 はい。

○辻専門委員 わかりました。

○尾花主査 それでは、本実施要項の審議は、これまでとさせていただきますして、事務局から確認すべき事項はありますか。

○事務局 特にございません。

○尾花主査 それでは、本実施要項につきましては、本日をもって小委員会での審議は終了したものとしまして、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取り扱いや監理委員会への報告資料の作成については、私に一任いただきたいと思います。委員の先生方、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜、意見交換をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら事務局にお寄せくださいますようお願いいたします。

本日は、ありがとうございました。

○丸山中央労働保険適用指導官 ありがとうございます。

(厚生労働省退室・原子力規制庁入室)

○尾花主査 続いて、海洋環境における放射能調査及び総合評価事業の実施要項（案）について、原子力規制庁長官官房放射線防護グループ監視情報課放射線環境対策室根木室長よりご説明をお願いしたいと思います。

なお、説明は、15分程度でお願いいたします。

○根木室長 原子力規制庁放射線環境対策室長の根木と申します。どうぞよろしく申し上げます。

それでは、時間が限られておりますので、ポイントのみ説明させていただきます。

まず、資料が少し前後しますが、事業概要を思い起こしていただくということで、参考資料1をごらんください。

ポンチ絵になっております。事業の内容については、原子力施設沖合に位置する主要漁場等における海産生物、海底土、海水に含まれる放射性物質の調査を実施するということでもあります。

事業のスキームは大きく2つありまして、1つ目は、全国調査ということで、原子力発電所の周辺海域ですとか、核燃料サイクル施設の沖合海域の放射性物質の調査を行っているということでもあります。

右側に行きまして、東電の福島第一原発事故により放出された放射性物質による影響を把握するために、福島県沖を中心に重点的にモニタリングを実施している。この2つの構成からなっているということでもあります。

資料をお戻りいただきまして、資料2-2でございます。平成30年度の入札の実施要項（案）を準備させていただきました。これについては、既にパブコメを実施済みでございます。

中身については、1ページをお開きいただけますでしょうか。（2）で本事業の概要ということでございます。①から⑤まででございます。①、②は先ほどポンチ絵で説明した内容となっております。③は、その調査結果の評価、④が調査結果等の漁業関係者などへの説明・報告。⑤が本事業で得られた関連試料の保管・管理ということになっております。

この中身は、実際の調査の要領など案が入っておりますが、平成28年度からご審議いただいております。ご指摘いただいた内容について、基本的に反映をしてきているというものでございます。時間の都合があります、もし、よろしければ、次の資料でポイントの

ところを説明させていただければと思います。

参考資料の2をお開きいただけますでしょうか。

参考資料の2が横表になっております。本事業の契約状況等の推移ということでございます。上のほうで2番目の契約方式を見ていただくと、平成28年度から、この枠組みの中で入札を行っているということでもあります。

そして、契約金額を見ていただきますと、その枠組みに入った平成28年度が平成27年度に比べて減額になっておりまして、平成29年度はさらに契約金額が減額になっているということがおわかりいただけると思います。

次に、参考資料の4をごらんいただけますでしょうか。

参考資料の4ということで、ポイントのところを整理しております。本事業の1者応札が続く点の検証や改善について、現状や取り組みについて説明をいたします。

まず、事業実施において求める専門性について、この点について整理をというようなご指摘もありましたので、これまでの審議の中身を踏まえまして整理をしております。この事業は、原子力施設の沖合に位置する主要漁場等における放射性核種の調査を実施すると。そして、漁場の安全を確認するというものでありまして、内容としましては、①から③の放射性物質の測定・分析、解析、そしてその成果内容についての周知、この能力が必要だというような調査になっております。

これは、漁業者などの実態や管理の手法が多岐にわたるといって一方で、こういった事業内容について関係者にご理解いただいて、ご協力を得た上でないと事業の実施が困難であるということのためであります。そのため、本事業については、漁業関係者、地方自治体、海上保安庁に対して十分な説明が必要という事業になっているということでもあります。

また、海産生物の試料の選定に際しては、必要な知見に基づく対象試料種の選定が必要と、ここについても漁業における専門的な知識が必要ということになっております。

次に、参考資料として日本の漁業の概略がわかるデータを2つ用意させていただきました。

上については、生産量とか、漁業従事者数とかいうところがデータで並んでおります。ここの中で本調査事業においては、遠洋というところはあまり関係がないかもしれませんが、ほかの養殖、沿岸、沖合のエリアについては、本事業でもかかわってくるというようなエリアでありますので、かなり多くの者が本事業にかかわっているということもおわかりいただけるかと思っております。

そして、下のグラフが漁業調整の例ということでありまして、漁業者同士の中でもいろいろ調整事項が発生しているというようなことでありまして、関係者の方にしっかり理解をいただいて進めていくというのは、必要な知見がないとできない。円滑に調査を進めていくためには、必要な知見が必要だということでもあります。そのための参考の資料として用意させていただきました。

ページをお戻りいただきまして、前のページのところで、本事業の改善の方向性についてまとめておりますので、説明をいたします。

平成29年度の事業実施の際の改善としましては、応札者を広く求めるという趣旨から、一般社団法人の日本環境測定分析協会を通じて入札説明会への参加の呼びかけを実施したと。そして、説明会参加者が前年度の3者から6者に増加したということでもあります。

しかしながら、応札者は、引き続き1者であったということでありまして、前回、6月に開催された入札監理小委員会において、ご指摘をいただいております。海洋生物の漁法を知っている人が1人。そして、放射性物質に詳しい人が1人と、2人がタグを組んだら補完関係が成り立たないかというご指摘をいただいております。このご指摘も踏まえて平成30年度の入札の際には、委員の提案の趣旨もあわせて伝えつつ、引き続き、日本環境測定分析協会を通じて入札の参加者を募ると。さらに、農林水産省、国土交通省、環境省などに対しても、同様の内容を伝えるなどして、応札者の増加の努力を、平成30年度はさらに実施していきたいと考えております。

その下のところではありますが、平成28年度の事業においては、外注費のうち、放射性物質の分析費で平成27年度に1者と随意契約で行ったものを、平成28年度は、発注内容を分割したと、競争性を高めたということをやっております。これで新たに3者、計4者、契約を締結したという取り組みをやっております。

平成29年度は、加えて、複数者から相見積もりを取得した後の発注をするなど、コスト削減を徹底しております。

このように、当該事業全体として、引き続きコスト削減の徹底を図っていきたいと考えております。

次に、参考資料の5をお開きいただけますでしょうか。別の事業について、少し説明をさせていただきます。

今、説明をさせていただいた海洋環境の放射能調査の検討結果を踏まえて、民間競争入札を活用するということの検討をしますということについて、この放射能測定調査という

ものが位置づけられておりまして、これについて、同様に手続、やりとりを進めておりますので、そこについて説明をさせていただきます。

参考資料の5が、事業の実施計画書（案）になっていまして、かなり大部なものになっています。時間の都合がありますので、この中身の説明は、ひとまずは割愛をさせていただければと思います。仕様書の（案）などが入っているものであります。

まず、参考資料の6をお開きいただけますでしょうか。

参考資料の6が、今、申し上げた事業も含んだ、もっと大きな広いくりのペーパーになっておりますが、このペーパーの右側に水色のボックスがあります。その一番上、原子力規制委員会の原子力艦寄港地の放射線量の調査等というのがありますが、ここについてが、今、参考資料5で申し上げた事業であります。米軍の原子力艦が寄港する港が日本に3つございまして、横須賀、長崎の佐世保、あとは沖縄、金武中城港というところがあるのですが、この3つのところに原子力空母や原子力潜水艦が寄港しますので、その際にきちんと放射線をモニタリングして、それを広く国民に周知しているという、非常に重要な事業だと思っています。

それで、安全だということも確認しつつ、万が一のときには緊急の対応が必要という部分もありますが、そういったモニタリングを行っている事業でございます。

次に、参考資料の7を見ていただきますと、この事業について、契約状況等になっております。

上から3つ目、契約金額であります。平成28年度に比べて、平成29年度はいろいろ取り組みをやっておりますので、額が減っていると。この中身については、この後にすぐ説明をさせていただきます。

次に、参考資料の8をごらんください。ポイントのところを1枚にまとめさせていただきました。

この放射能測定調査事業については、裏のページにもありますが、先ほど少し申し上げました公共サービスの改革の基本方針の閣議決定において、海洋環境の調査、先ほど説明した調査の検討結果を踏まえて、民間競争入札を活用することについて検討を行うということとされているものであります。このために、原子力規制庁においては、平成29年度の放射能測定調査の事業の実施に際して、事業コストの圧縮、複数応札となるように取り組んでおります。

具体的なところを2点挙げておりますが、まず、1つ目はシステム関連部分、通信の部

分ですけれども、ここについて、平成28年度は事業の中の一部であって、事業から外注しておいたのですが、この3,000万円分について、平成29年度については規制庁と受注者と直接、役務契約を行ったと、分割をしたということでございます。

もう一つが、この調査の中で専用の設備を要する分析と、具体的にはコバルト60という放射性物質を対象とする放射化学分析というものがありませんでしたが、これがかなり難易度が高くて、これがあると、ほぼできる者が限定されてしまうということがありましたので、分析の質を担保しつつ、より簡易な方法、多者が応札可能でコストが安い方法でも分析が可能かどうかの検証を今年度、行っている。基本的に可能だということで、今、その方向で話が進んでおります。

これらを受けて、平成30年度においては、先ほどの海洋環境の調査の民間競争入札実施要項に準じまして、事業実施計画書について作成したと。具体的にわかるように作成したということでもあります。

これに加えて、相応の公告期間を確保するというをやっていきます。また、事前に広く説明会、入札への参加の案内を実施するなど、海洋環境の調査と同様に、公共サービス改革法の趣旨に基づいて、公共サービスの質の向上及びコストの削減等を図ってまいるとのことです。

このため、放射能測定調査の実施要項についても、平成30年度の開催の入札監理小委員会で平成29年度の海洋環境の放射能調査の民間競争入札の事業実施状況の評価の際に、あわせてご報告させていただければと考えております。その後、この事業の実施の方向性について、ご相談させていただくということをお願いできればと考えています。

説明は以上です。

○尾花主査 ありがとうございます。それでは、ご質問のある委員は、ご発言ください。

○浅羽副主査 ご説明いただき、どうもありがとうございました。かなりご苦労されているというのは、よく存じておりますし、また、入札説明会の参加者が2年度にもわたって明らかに増えているといったようなことも、当然、評価しなければいけない、いい方向に行っているというふうに評価しなければいけない結果の一つだろうと思っております。それでも、やはり1者応札というところが悩ましいなと思います。

そうした中で、とてもハードルが高いというのは承知した上で、それでも、あえてやはり一応、聞いておきたいということです。札を入れていない業者さんの中で、放射性物質を測定したり、分析したり、あるいは解析したりするところまではやれたとしても、最後

の非常に大切だにご説明いただいた、関係団体、あるいは関係者への周知徹底、説明、しかもそれをとてもわかりやすく、かつ、漏らさずやらなければいけない。この部分について、例えば原子力規制庁さんでそれを代替するとかいったようなことは、全く考えられないおかしなことということになるのでしょうか。それとも、可能性として少しでもあるようなものかどうか、その点をお聞かせいただきたいのですが、いかがでしょうか。

○根木室長 資料2-2の26ページをお開きいただければと思います。

下のところで現地説明の実施状況、少し字が小さくなって恐縮ですが、漁業関係者、自治体、海上保安庁あわせて、一番右下のところ、計207回、説明を行っているというようなことをごさいます。これはかなりの労力であるということ。あとは、先ほどデータでも申し上げた漁業関係者に説明するというのは、放射性物質とか、原子力とは違うところがありますので、そこは残念ながらというか、原子力規制庁の人間が漁業について知見を有しているわけでは、必ずしもありませんので、そのところを受託者の方に補完していただくということが必要と思っています。

委員ご指摘の点につきましては、先ほどの参考資料の4の2ページ目のところで、タグを組んでいただくというか、そういったことはできますよということを平成30年度の入札において、しっかりと説明をしていきたいと考えております。

○浅羽副主査 その際に、新たな事業者さんが不安になるとしたら、さすがに私も、この207回分全部を規制庁さんで代替できるとは、正直、思っていなかったんですけども、最初の何回かとか、何か入口のところは指導しますというようなところがあれば、少しは行けるのかなとか、何とかして、せつかく説明会に足をお運びいただいて、中身に対して関心を持たれた方が増えて、札を入れる、もう一歩行っていただくためのハードルを少しでも低くできればと思ったんですが、何かその辺、工夫をいただけないかと。

全てに規制庁の方に行っていただくのは、もちろん無理だろうと。あるいは、ここを別の事業者が発注するというのも非現実的だし、非効率的だということも理解しているつもりで、だから、規制庁さんと言ったんですけども、何か、その辺のところをアドバイスしますぐらいのところを、新たな事業者さんに投げかけるようなことは何かできないでしょうかと。ややハードルの高いことを申し上げていることは自覚しておる上での発言です。

○根木室長 そうですね。もちろん、契約した後の打ち合わせとか、いろいろなやりとりをしますので、そこで規制庁として伝えられることはしっかり伝えていくというのが基本姿勢です。

あとは、先ほどの専門性を有した者が組んでいただくという方法あるということ、そこはしっかり伝えていきたい。ほかにも何か工夫があれば、もちろんやっていきたいと。そういう姿勢であります。

○浅羽副主査 ありがとうございます。

○辻専門委員 ご説明ありがとうございます。今の先生のご指摘に関連するんですけども、おそらく、今回のお仕事のポイントは、資料2-2の1ページ目の(2)本事業の概要でございますとおり、まず、海洋生物をとってくる能力、それから、分析をする能力、そして、3つ目が説明・報告する部分の能力、3つあるのではないかと考えております。そして、初めの2つの能力があったとしても、3つ目で、現地で自治体さん等にご説明する部分のスキルにかなり懸念があるという業者さんがあるのではないかと推測いたします。

それで、同じ冊子の26ページ目でございます。拝見すると、先ほどご説明のとおり、漁業関係者、それから、自治体、海上保安庁とあると思うんですけども、おそらく、もし、僕が新規参入事業者だったりすると、自治体さんとか、海上保安庁さん相手であれば、おそらく、かなり理系的な、専門的な議論をして説明をすればいいのかなと期待しています。他方で、ちょっと不安になるのは、現地の漁業関係者の方々にどんな説明をするのか。実際の説明会場はどんな雰囲気なのか全くわからないので、多分、不安になると思います。

それで、一つご提案というか、ご質問なんですけれども、漁業関係者の方々を対象にした説明会の雰囲気感を、どのように新規参入事業者にご説明なさっているのでしょうか。例えば、こういう質問が飛んできて、それに対してはこういう回答をして、大体、納得いただいているというような質疑応答の内容をお示しなさっているのか、それとも、一切そういう説明をなさっていないのか、このあたりはどういう感じなのでしょうか。

○根木室長 基本的に何か必要なことであれば、質問してくださいということで、受託業者との間でやっておりますが、そこについて、どういう説明の仕方だという質問はないです。もし、そういう相談があれば、そこに対して答えていくということは、やっていく必要があると思っています。

あとは、仕様書の中で、業者の引き継ぎということについて、しっかりうたっておりますので、平成30年度の仕様書において、新たな方が受託された場合には、そこで前年度の業者からきちんと引き継ぎされると、ここは重要だと思っております。

○辻専門委員 おそらく、ポイントは引き継ぐという、入札をするという決断をする前段階で、自分がどんな仕事をさせられるかはわからないというのが、かなり怖いんだと思う

んです。

そこで、ちょっとご提案なんですけれども、もちろん、書面化しにくい情報もあるかもしれないので、適宜、説明会等で実際にはこういう質問が飛んで、こういう苦労があった、こうやって説明をすると、何となくご納得いただけるのか、口頭でも構いませんので、とにかく説明会の空気感、どんな仕事をさせられるのかということをお伝えなされたほうが、手を挙げやすくなるのかなと思いました。

以上です。

○尾花主査 すみません。同じ質問なんですけど、26ページを拝見すると、結果説明等で149人日。1人が8時間だとすると、1,200時間。207回、説明したとすると6時間。出張も考えると、これはどういうことをされているのでしょうか。

例えば、これは現地に行かなくてはならないのでしょうか。それとも、例えばテレビ会議でつなげてもいいのでしょうか。そういった何か創意工夫の余地が、もし、要項等で可能なのであれば、工夫の余地を記載されるといいのではないのでしょうかという印象を受けています。それが1点でございます。

あと、行政事業レビューの資料を拝見いたしますと、事業の記載が、この実施要項の事業の記載と同じなんですけど、先ほど浅羽委員がご指摘になりましたが、規制庁さんがやっている部分と業者がやっている部分というのは、この要項を見ると判然としているのでしょうか。つまり、丸投げなのか、規制庁さんの事業としてなさっていて、どこまでが規制庁さんが管理・監督なさっていて業者さんがやる部分なのかというのは、要項の中で明確になっていますでしょうか。

それが新しく入札業者を増やすときに、業者さんが不安になる部分ではないか。なぜならば、行政事業レビューで書いてある事業の内容が、そのまま実施要項にあると、規制庁さんの事業そのものを全部やっつけてしまっているような印象を受けてしまうと思うので、書き分け等で、もし、可能であれば、規制庁さんがなさっている部分と業者さんが実際にやらなければいけない事業というのが区別できたらいいなという点を、ご検証になられたのかどうか。

○根木室長 1点目については、テレビ会議とかということではなくて、やはり現地に出かけてやっているということがあります。これは、手間ということであるのですが、やはりこの種の調査においては、極めて重要なところだと思っております、やはり先方の土地とか、関係の土地に入って行って、それで調査をさせてもらうということでありま

すので、この調査における、対漁業関係者、自治体、海上保安庁との関係においては、こちらから出かけて説明していくということが重要であると考えております。

説明は、年2回、行っておりますが、その2回によって中身は少し違いますけれども、前年度の調査の結果を説明したりとか、翌年度の事業予定を説明したりと。また、アンケートにもご協力いただくということではありますが、そこについては、丁寧な対応をすることで、原子力の調査、放射能の調査というところについて、アレルギーというものを取り除くということが、結局、円滑に、この調査事業を進めるためには肝だと思っております。このところについては、実際に労力が必要だと思っております。

2点目のところについては、仕様書は委託の仕様書でありますので、実際に、ここに書いてあることは、受託者の方に実施していただくことであるということでもあります。原子力規制庁としては、この仕様書のところを分担するというのではなくて、管理・監督していきますし、最終的な責任は規制庁が持っているという関係であります。規制庁としては、例えばモニタリング計画を改定していただくとか、上位の政策のところを受け持つのが規制庁と。そして、もちろん、受託者の方ときちんとコミュニケーションをとって、円滑に、なるべく効率的に進めていくというのが規制庁の役割であると考えております。

○尾花主査 ありがとうございます。すみません。もう一方の件は、審議の対象になるんですか。

○事務局 一応、規制庁さんとして、先生たちにご説明したいということですので、ぜひ、聞いていただければ。

○尾花主査 ご説明いただいたことについて、感想及び質問をしてもいいということですか。

○事務局 それは、ぜひ、していただければと思います。

○浅羽副主査 じゃあ、1点。先ほどの原子力艦のほうなんですけれども、先ほど来、議論させていただいた海洋での調査との関係性なんですけど、直感的に似ているような気もするんですけれども、でも、結構、違うかなとも思っております。まず、その直感でよろしいでしょうかということが、率直に、まず伺いたい点です。

○根木室長 そうですね。もちろん、事業内容は違うものになっておりますが、共通するところとしては、放射性物質の、もしくは放射能のモニタリングであるということ。そして、全国をまたがる事業体になっているということ。この点が共通しています。

あとは、参考資料8のところでご説明をさせていただきましたが、参考資料8の裏の別

紙でも先ほど申し上げたとおりに、原子力艦の調査については、海洋環境の調査の検討結果を踏まえて、検討を進めていきなさいよということになっておりまして、結局、今回の公共サービス改革の観点から講ずべき取り組みとしては、非常に近いところがあるのかなと思っております。まずは、仕様書を具体化して、紛れがないようにするということも共通だと思いますし、相応の公告から入札期間を確保するとか、もしくはなるべく幅広く説明会の参加を呼びかけるということも、共通だと思います。

あとは事業ですね。例えば外注のところについて、そこも競争性を高めて効率化を図るといったあたりも共通だと思っております。結局、今回の公共サービス改革の観点から講ずべき対策というのは、ほぼ同様の内容になっているという認識でおりまして、実際のところ、資料8に掲げさせていただいたとおり、そのような対策を講じてきているというところでございます。

○辻専門委員 念のため確認なんですけれども、参考資料5で、先ほどの原子力船関係のほうでございまして。こちらは、今回のお仕事とは違って、魚をとってきたりとか、地元の漁師の方に説明会をするという業務はないという理解でよろしいでしょうか。

○根木室長 そのとおりでございまして。

○辻専門委員 わかりました。

○尾花主査 では、最後になんですが、本件は、3期目になって、3期目でまた1者だったという場合に、おそらく4期目をどうしようかとお考えになると思うんですが、そのときに、講ずべきことは全部やり尽くしましたと言えるように、全部やっていたいただきたいなと思っております。いろいろ委員のほうも意見を申し述べさせていただいたと理解しております。

その中で、専門性が高く、このやり方でないと、この事業はだめなんですというところで、まだ、少し納得できていない部分があるので、この方法を続けるのであれば、より次期に向けては専門性が高く、このやり方でないとできないんです、市場では、この方法しかいなくて仕方がないんですというような説明ができるように、引き続きご検証いただければと思います。

先ほど、申し上げた内容でいくと、説明が現地ではなければいけないとおっしゃるのですが、相手が地方自治体や海上保安庁の場合も、現地でなければほんとうにいけないのだろうかとか、少し疑問に思ったりもしておりますし、全てを任せなければならないのか、それとも、規制庁さんのほうで少し分担していただくことによって、入札業者が増えるの

ではないかというようなどころもご検証いただいて、やはりこの業態でなければだめなんですというのであれば、それでよいかと思しますので、次期に向けて、ご検証を続けていただければと思います。

それから、先ほどの原子力艦寄港地の放射線量の調査の事業なんですが、先ほど浅羽委員もご指摘になられたように、実施要項を見ないで卒業をするというのは、やったことが実はありません。おそらくそこで問題になるのは、やるべき手段を尽くしたことは重要なんですが、事業の対象を理解していないで、それがやるべき手段だったのか判定できるのかということについて、また、ちょっと腑に落ちてません。

その際に大事なのは、「業務が類似していますというところをご説得いただくこと」と、「非常に類似した業務であって、海洋環境に関する事業でやるべきことはやって、同じことを原子力艦寄港地の放射線量の調査でもやりましたと言っていただいて、それでもだめでしたという結論が出たとき」に初めて納得はできると思います。やるべきことというのは、事業の内容によって違うわけなので、事業が類似だ、関連していると言っていただけると、私どもとしては非常に納得がいくので、もし、歩調を合わせて進めていきたいというのであれば、事業の内容の類似性及び多少違って、とった方策は、前提事実がこのように違うのでこのように変えました。でも、だめでしたというようなご説明をいただけると、より私どもが説得されるのではないかというふうに思いますので、引き続き検証を進めていただければと思っております。

それでは、本実施要項の審議は、これまでとさせていただきます。事務局から何か確認すべき事項はございますか。

○事務局 ございません。

○尾花主査 それでは、本実施要項につきましては、今後、実施される予定の意見募集の結果を後日、入札監理小委員会で確認した上で議了とする方向で調整を進めたいと思しますので、原子力規制庁におかれましても、そのように承知おきの上、ご対応をお願いいたします。

なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せくださいますようお願いいたします。

本日は、ありがとうございました。

(原子力規制庁退室)

— 了 —

